45 雇用就農総合対策

令和８年度予算概算要求額　4,483百万円（前年度 3,038百万円）

＜対策のポイント＞

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、**雇用就農の拡大に向けた労働環境の整備、他産地・他産業との連携等による労働力確保、農業法人等による就農希望者の新規雇用**等を総合的に推進します。

＜政策目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の内容＞

1．就農希望者の新規雇用等への支援　資金

農業法人等が行う以下の取組に対して、資金を交付します。

① **49歳以下の就農希望者**を新たに雇用し、研修を実施（年間最大60万円※、最長４年間）

※　１経営体当たりの新規採択人数は５人まで、かつ３人目以降は年間最大20万円

② **新法人の設立を目指す49歳以下の就農希望者**を一定期間雇用し、研修を実施（年間最大120万円、最長４年間（３年目以降は年間最大60万円））

③ **55歳未満の職員**を**次世代経営者として育成**するために**異業種の法人・先進的な農業法人等へ派遣して研修**を実施（月最大10万円、最短３ヶ月～最長２年間）

2．トライアル雇用就農への支援　トライアル就農

正規雇用に向けて行われる**トライアル雇用就農のマッチング及びフォローアップ**等を支援します。

3．雇用体制強化への支援

① **就労条件改善タイプ**　就労条件

地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、**就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善**のための取組を支援します。（補助率：定額）

② **産地間連携等推進タイプ**　産地連携

繁閑期の異なる**他産地・他産業との連携**により産地の労働力確保を推進する取組を支援します。（補助率：定額）

＜事業の流れ＞

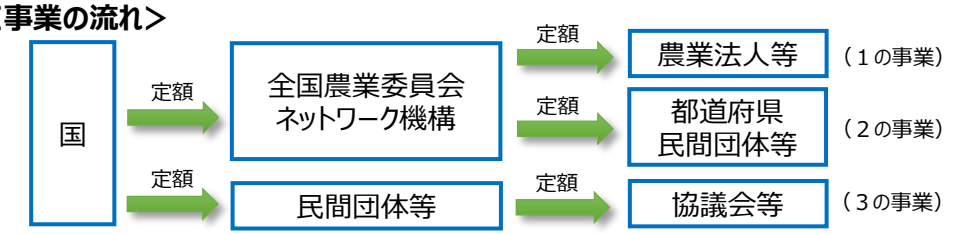

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-6744-2160）